

第5回東大阪市地域公共交通活性化協議会 第7回東大阪市地域公共交通会議

【協議第1号】

中部地域・西部地域巡回乗合運行事業（社会実験）について

事業実施にいたる経緯

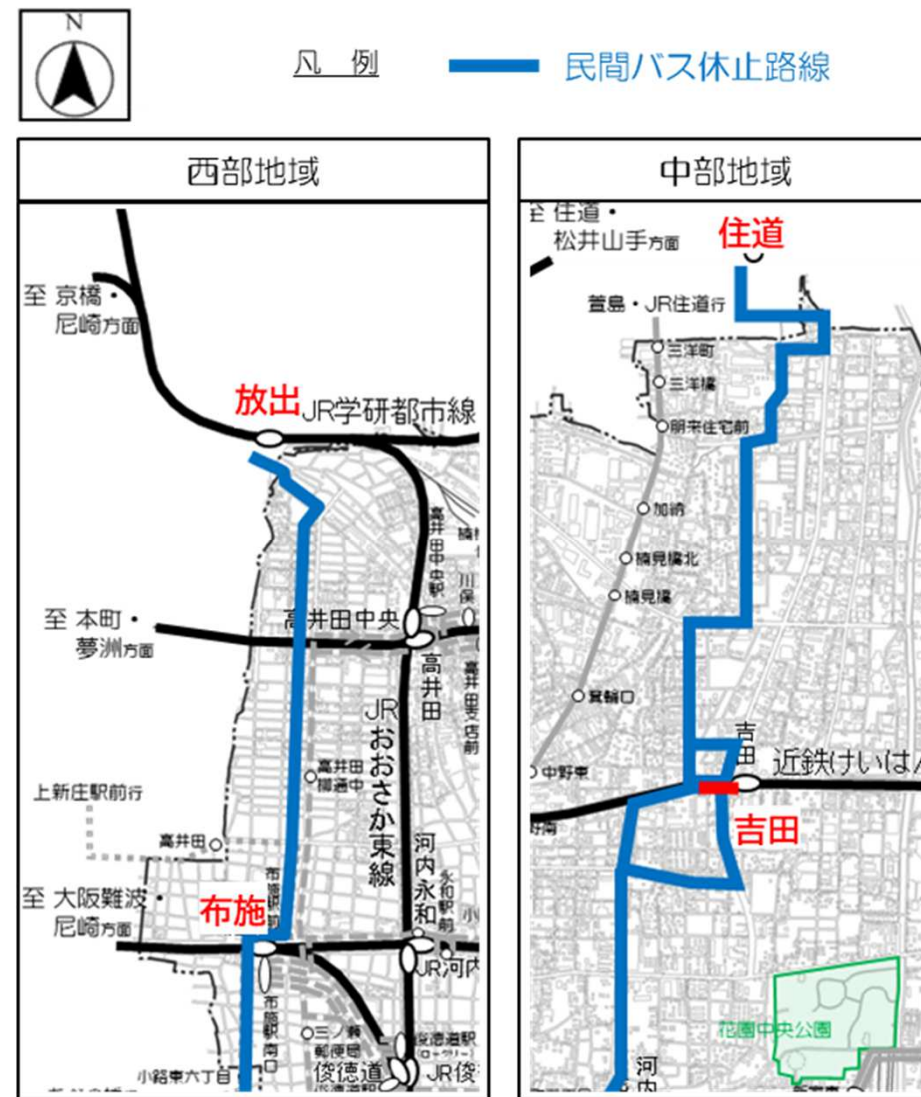
- ・過去に路線バスが休止
【 近鉄バス布施線(早瀬橋系統)
近鉄バス吉田住道線
】
- ・休止したバス路線の周辺住民より、
バスの復活要望あり



休止となったバス路線を元にして、
公共ライドシェアを運行することで、地
域に適した交通のあり方を検討する社
会実験を行う



「自家用有償旅客運送」の制度を用い
て、市が主体となり、乗合交通を実施



地域公共交通会議等における協議の必要性

道路運送法第78条2号の「自家用有償旅客運送」の制度を用いて、市が主体となって事業を実施



「自家用有償旅客運送」の実施には道路運送法第79条より国土交通大臣の登録が必要



登録にあたっては、事業について、東大阪市地域公共交通会議等で協議を調える必要がある

社会実験の概要

項目	内容
実施主体	東大阪市
根拠法令	道路運送法第78条第2号(自家用有償旅客運送)※事業者協力型 道路運送法施行規則第49条第1号(交通空白地有償運送)
協力事業者	大阪バス株式会社(運行管理、車両整備など)
運行方式	区域運行方式(デマンド型)
運行区域	東大阪市、中部地域・西部地域(右図)
運行日時 運行時間	月～金曜日(祝休日及び年末年始12月29日～1月3日を除く) 9時～18時(うち1時間は休憩時間)
運行台数	自動車2台(日産セレナ 8人乗り)※各地域1台
運送する旅客の 範囲及び人数	地域住民等の利用者(乗合人数は1台につき、最大7人まで)
運賃	大人:300円 子ども(小学生):半額 未就学児:無料(同乗者1人につき1人無料、 2人目からは子ども料金) ※人件費、保険料、運行管理費、燃料費等の実費の範囲内 (道路運送法施行規則第51条の15)

■運行区域

西部地域



中部地域



※既存バス停に近接しない範囲